

第3章 民主主義と違憲立法審査

間 寧

要約：

本稿では民主主義の安定における違憲立法審査の役割について、以下の2つの疑問をもとに先行研究レビューを行った。第1に、違憲立法審査が先進民主主義国のみならず新興民主主義にも急速に広がったのはなぜか。第2に、違憲立法審査は、どのような条件の下で多数派の横暴を抑制できるのか。過去約10年間の先行研究の知見によれば、第1に、違憲立法審査が近年世界的に広がったことの大きな理由は、旧支配エリートが民主体制下でも政治的影響力のある程度維持するために、違憲立法審査が有効だったことである。違憲立法審査は体制移行期における旧支配エリートの脅威感を弱め、彼らが民主主義体制を受け容れやすい環境を作り出す。この機能は、民主主義体制の定着に貢献しよう。第2に、違憲立法審査が多数派の横暴を抑制するために、判事の身分保障など、法制度的な保証は必ずしも不可欠ではない。むしろ重要なのは、立法府と行政府の間、あるいは政党間に競争状態が存在することである。それにより、司法府は時の多数派から独立した判決を下しやすくなる。より洗練された手法としては、司法府の中で党派性の均衡を作り出し、すべての党派に判決を遵守させることや、裁判所が世論やメディアを動員して対抗立法を抑止することなどがある。ところで、これまでの研究で手薄な領域は、司法の説明責任の問題である。少数派エリートを代弁する司法審査が、特に文化的亀裂が深い国々で実施されていることが最近判明している。このような反多数派審査が政治的に持続可能かどうかについて今後の分析が期待される。

キーワード：違憲立法審査、民主主義、司法府

はじめに

1990年代以降、政治への司法の影響力の拡大が先進および新興民主主義国において注目されつつある。この現象は、政治の司法化とも呼ばれる。それは、「(1)裁判所や判事の権限領域が政治家や行政官のそれを浸食すること...、あるいは少なくとも(2)司法的意志決定方法が司法固有領域を超えて広がること」と定義される(Vallinder 1995, 13)。政治の司法化は、司法審査、中でも違憲立法審査で顕著である。現在世界の憲法の約8割が違憲立法審査の規定を持つ(Ginsburg 2008, 81)。違憲立法審査が世界的に広がったの

は、まずは第二次世界大戦後に西欧民主主義国が、そして 1970 年代半ばに始まる第三の民主化の波で生まれた民主主義国が、違憲立法審査制度を採用したことによる。

違憲立法審査の普遍化はまた、民主主義定着の点からも理論的重要性を持つ。民主主義の維持のためには多数派による専制を抑止し、専制への反対勢力を結集する自己拘束的機能が必要である (Weingast 1997; Weingast 2005)。憲法にはその機能が期待できる。なぜなら憲法は、社会勢力の合意の産物で、互いにそれ以上譲れない妥協点 (focal point) を示したものであると同時に、民主主義上の違反を明確にする基準を体現しているからである (Weingast 2005)。しかし実際には、立法府の多数派は憲法に抵触する法律を成立させることが可能である。このような多数派による憲法違反を是正、抑止する役割を担っているのが違憲立法審査である。

違憲立法審査に関する研究は、米国における蓄積が厚い。大統領制下で三権分立が確立している米国では司法府が政治過程に関わることは当然視されているし、観察もしやすいからである。これに対し、先進民主主義国でも (政権与党が議会過半数を占める) 議院内閣制の国では司法府が行政府と立法府の間に政策的位置取りをすることが困難であるため政治の司法化についての実証研究の蓄積はこれまで少なく、あったとしても叙述的なものに限られていた (Volcansek 1992; Tate and Vallinder 1995)。しかし過去約 10 年間で先進・新興民主主義国について、米国の司法政治分析枠組みをも部分的ないし修正的に取り入れた実証研究が広がりつつある。

本稿の疑問は 2 つある。第 1 に、なぜ違憲立法審査が先進・新興民主主義国で 2 つの時期を契機に一般化したのか。違憲立法訴訟と判決に影響を与える主要な要因は何か。第 2 に、より理論的には、違憲立法審査は効果的な自己拘束的機能を保障しているのか。これらの疑問を検討するのに格好な材料は、抽象的違憲立法審査に関する知見である。同審査は、具体的な係争事例なしに成立直後の法律を審査するものであり、現政権の立法行為を監視のみならず制約することができる。他方、具体的審査は訴えの利益を持つ原告が存在する個別事例を扱うため、多くの場合、過去の政権が成立させた法律を審査することになる。そのため本稿は抽象的審査を中心に議論を進める。米国の違憲立法審査は抽象的審査が無いが、理論・実証研究での蓄積と重要性が大きいので取り上げる。以下では、第 1 節で違憲立法審査の世界的広がりおよび国別差異の理由、第 2 節で司法府の違憲判断に影響を与える要因、を議論し、最後に自己拘束的機能の観点から知見をまとめるとともに今後の研究が必要な点を指摘する。

第 1 節 審査普及の理由

違憲立法審査が世界的に広まった理由は、法的規範論と政治エリートの論理からなる。第 1 に、第二次世界大戦後に西欧に違憲立法審査が導入された当初の考えは、立法府が過

ちを犯しうるため、それを是正する必要があるというものであった。そのため、違憲立法審査は（大統領制に比べて議会により強い権限が与えられている）議院内閣制とも整合的であると考えられた（Sweet 2000, 31, 49-50）。民主化の第三の波では、多くの国々が西欧に習い、訴訟の門戸が広くて審査権限が集中的なドイツ型の違憲立法審査を採用した（Ginsburg 2003, 34-64）。ドイツでの抽象的違憲立法審査では、審査請求資格は、連邦政府、州政府、下院議員の3分の1にある。このように審査請求要件が緩いうえに、審査結果が終審かつ拘束的であることは、利害関係者がドイツ型の違憲立法審査に訴える誘因となった。

第2に、現実政治の点から言えば、民主化過程にある国で旧支配エリートは政権交代による権力喪失への保険として違憲立法審査を必要とした。Ginsburg（2003, 34-64）の各国横断的分析によれば、民主主義移行期の政党制度が競争的であるほど、違憲立法審査制度における訴訟の門戸が広く、判事の任期が長い。これは、移行期の政権エリートが、将来の政治的不確実性が高いほど、より独立的な違憲立法審査を志向したことを示している。

エリートは民主主義移行後も、司法府を通じて権力を維持ないし行使することができる。南北戦争後の米国では、最高裁判所がより頻繁かつ踏み込んだ司法判断を下すようになった。その大きな理由は、下院で劣勢にあった共和党が上院での多数や同党大統領を利用して、最高裁判所の権限を拡大するとともに同党のイデオロギーに近い判事を任命したことである。同党の当時のイデオロギーは、地域主義を廃し、連邦政府が中心となって国内の統合的経済開発を推し進めるといふもの（economic nationalism）だった。この考えには州や地域からの強い反発が予想されたが、共和党は（地方政治の圧力を受けない）最高裁の判決を前面に立てることにより、これをかわそうとした（Gillman 2002）。このように多数派を代弁する議会の立法や直接選挙で選ばれた行政府の決定が違憲立法審査で覆されることは反多数派主義（counter-majoritarianism）と形容される（Whittington 2006, 283-234）。

反多数派主義のよりあからさまな形がHirschl（2004）の言う覇権維持（hegemonic preservation）である。彼によれば、司法府の強化は、イスラエル、ニュージーランド、カナダ、南アフリカなど文化的に分裂した社会における従来のエリート（イスラエルであれば世俗的な欧州系ユダヤ人）が文化的周辺勢力の台頭の脅威に対して自らの権力を維持する試みに起因する。これらの国では、重要な憲法改正により積極的自由（権利を行使する自由）でなく消極的自由（被害を受けない自由）が強化され、政策上の国家権限が制約された。このため、大衆や少数派の社会経済状態の改善ではなく、経済新自由主義の促進とエリートの既得権の擁護につながった。ただし、反多数派主義が競争的民主主義の元で長期的に持続可能かどうかには疑問がある。

第3に、これとは逆に、特に大統領制下において、多数派を代弁する大統領があえて違憲立法審査に訴えることもある。それは、国民の絶対的多数により選ばれた大統領の政策

が非多数派勢力により大きく制約されている場合、大統領が司法の力によりその制約を除去しようとするものである。州政府は連邦権限に対する州権限の拡大を主張し、利益集団は既得権益を擁護するための現状維持政策を議会に働きかけ、大統領自身も政治連合形成のために政策的妥協を強いられた。多数派の意志に沿わないこのような決定や政策は、大統領が起こした違憲立法審査で無効にされてきた（Whittington 2005）。司法府が行政府と政策志向を共有するこの「好意的司法行動主義」は、多数派である大統領を支持しているという点で有権者に対する説明責任を果たしており、持続可能性が高い。

違憲立法審査の普遍化の一方で、審査の頻度には国別に大きな差異がある。審査の頻度はもっぱら憲法規定の詳細さと明瞭性、および立法過程における拒否点（veto points）の数に左右されると考えられる。第1に、ラテンアメリカでは頻繁に新憲法が採択され、しかもその条項数が多いことは、司法府への世論の信頼が低いにも関わらず政治の司法化をもたらし、司法府は行政府や立法府に対してより強い権限と影響力を行使するようになった（Sieder et al 2005）。コロンビアでは抽象的違憲立法審査の件数は1993-2002年の時期で年間約200から300にも達し、2002年には抽象的審査の27%が違憲判決となっている。このような司法積極主義に対し、1991年以降の同国のすべての大統領は違憲判決を事実上無効にするための憲法改正を行ってきた（Espinosa 2005, 76-77）。アルゼンチンでは1984-1995年の時期の抽象的・具体的違憲訴訟のうち年間平均3分の1以上が違憲判決につながっている（Smulovitz 2005）。第2に、立法過程がより統合されていると、拒否点が少ないために、政府が対立的法案を成立させられる確率は高まる。これは他方、野党が抽象的違憲立法審査へ訴える確率を高める（Sweet 2002, 54）。たとえばドイツでは抽象的違憲立法審査が少なく、1951-91年の時期に訴訟は112件、判決は62件にとどまっている。これは、対立的法案が上院や連立政権内部の反対で日の目を見ないことがあるからである（Stone 2002, 191-192）。第3に、国会議員が自らの存在を誇示するために違憲立法審査を利用することもある。イスラエルでは訴訟への門戸が広げられたことと、選挙候補者指名で予備選が導入されたことで、国会議員、なかでも連立与党の平議員がメディア露出度を高めるために違憲立法審査を（勝訴の確率は低くても）より頻繁に求めるようになった（Dotan and Hofnung 2005）。

第2節 違憲判決を規定する要因

裁判所が効果的に違憲立法審査を行えるかどうかは理論的には司法の独立性に依存するはずである。しかし実際には、司法の独立性は通常、法律や行政決定を無効にする自律性（Vanberg 2008, 102）と定義される。この定義は実証上の便宜性を優先した操作的定義で、概念的（本質的）定義ではないことを踏まえた、本節では、司法の独立性ではなく、憲法裁判所ないし最高裁判所が違憲判決を下す判断（これは判決が立法府、行政府に無視、否

定される可能性をも考慮に入れた判断である)を規定する要因に焦点を当てることにする。該当要因としては、立法府と行政府に対する司法府のイデオロギー的位置、裁判所独自の政策観、政党間競争性、司法府内の政治的均衡、世論の支持などが挙げられる。

第1に、裁判所の位置取りと独自の政策観の重要性は、裁判所が司法や行政の反応を意識しつつも自らの選好にもとづいて判決を下すという戦略的行動を反映している。この傾向は司法府が立法府と行政府の間に位置取りする米国で顕著である。違憲立法審査は、議会や大統領による対抗立法を計算に入れながら行われる(Figureido et al. 2006, 207-212)。すなわち「三権分立制では、裁判所に与えられる裁量の幅と独立性は、選挙により選ばれる機関(大統領府と議会 筆者注)の間の距離で決まる関数である」(Weingast 2002, 676)。なお、裁判所の政策観を規定する要因についての米国での多くの研究では、判事の出身背景や人口属性は説明力がなかった(Johnson and Reynolds 2008, 13)。代わりに判事任命時のイデオロギー(主要新聞社説での判事紹介記事を指標化して計測された)が、それら判事により構成される最高裁判所の政策観と有意な関係にあった(Segal and Cover 1989; Segal et al. 1995)。

上述の三権分立制のモデルは、米国以外にも応用が可能である。新興民主主義で大統領制を採用する国々で、たとえばアルゼンチンでは大統領所属政党と議会与党が同じとき(統一政権)よりも異なるとき(分裂政権)に司法の独立性が高かった(Chavez 2004)。ロシアでは憲法裁判所が戦略的に大統領と議会の間に位置取りすることにより自らの権威を確立しようと試みるとともに、連邦制や三権分立など立法・行政府を刺激しかねない事例を避け、個人の権利に重点を置いた(Epstein et al. 2001)。さらに、立法府多数を行政府が支配することが一般的な議院内閣制でも、裁判所は自らの志向する政策を主張できる。Steunenberg(1997)によるオランダ最高裁判所の事例研究も、裁判所は現状維持ではなく自らの政策選好を重視することを示した。尊厳死についての各院内政党の立場を尺度にすると、最高裁判所の判決は現状よりも進歩的だったのである。

第2に、司法府における政治的均衡を確保することは、司法判断の公正・中立性を主張できるため、立法府や行政府からの司法府への圧力を弱めることになる。ドイツでは判事は政党所属が認められ、上級裁判所判事の(議会による)指名では多様な政治的意見が反映するよう配慮される(中でも憲法裁判所では、判事16名のうち8名ずつを上院と下院が指名する。任期は12年で、6名が連邦判事、残りが国内判事の資格を有することが条件となる)。そのため立法府は憲法裁判所の判決を尊重し、その判決に従って法律を制定、修正する。すなわちドイツの憲法裁判所は政治性を排除するのではなく政治性を均衡させることにより違憲判決を下す自律性を確保している(Landfried 1994; Kommers 2001)。最高裁判所判事が大統領により指名される米国においてさえ、大統領はイデオロギー的に中道寄りの判事を選ぶという不文律がある。米国の現在の競争的な二大政党制下では、司法

府へのあからさまな政治介入は、政権交代後の報復の可能性が強いために起こりにくい (Ramseyer and Rasmusen 2003, 127)

第3に、世論の支持は司法府への政治介入を抑止するため、裁判所は判決に世論を反映させようとする (Vanberg 2008, 106-111)。Durr et al. (2000) の研究でも、最高裁判所への世論の支持が、裁判所の判決に見られる (保守・革新) イデオロギー自体ではなく、そのイデオロギーが多数派世論とどれだけ近いか依存することが報告されている。McGuire and Stimson (2004) は、多数派世論が最高裁判所判決に反映されていることを時系列分析により示した。彼らはまた、最高裁判所判決についての既存の (保守・革新) イデオロギー尺度を批判し、違憲判決のみを用いて同尺度を作成した。合憲判決は裁判所のイデオロギーではなくむしろ原告の (裁判所のイデオロギー的立場についての) 判断違いに起因しているからである。ドイツの憲法裁判所は、その判決を立法府に遵守させる狙いから、違憲訴訟事例が一般市民にも理解しやすく、従って世論による監視が容易であるほど違憲判決を下す傾向にあった (Vanberg 2001)。メキシコの最高裁判所もその合憲判決よりも違憲判決をメディアを通じて世論に周知し、司法府の存在感を示そうとしていた (Staton 2006)。

上記の3つの要因はもっぱら成熟した民主主義でより広く見られるが、新興民主主義にも存在しうるのは、政党間の競争である。公職をめぐる政党間競争が激しく政権交代の可能性が高いほど、(違憲判決を理由にした) 現政権による司法府への報復の可能性は弱まる。司法府にとっても、近い将来に下野するかもしれない現政権を法理論に反して優遇する合憲判決を下すことの見返りは小さい。このため政党間競争が高いほど、裁判所は現政権の立場を特に配慮せずに違憲判決を下しやすくなる。この関係は、違憲立法審査制度の導入についての Ginsberg (2003) の知見からも想像がつく。旧共産主義国では司法の独立性のための制度的保証と考えられる判決の終審性、判事の任期の長さや身分の保証などは、違憲判決の頻度と関連していなかった (Smithey and Ishiyama 2002; Herron and Randazzo 2003)。その代わりに、政党制の分裂度と連邦制が違憲判決の頻度を高めていた (Smithey and Ishiyama 2002)。また、経済成長率が高い場合や大統領権限が強い場合は、違憲判決が下りにくく、原告が個人の場合や経済関連の訴訟の場合は違憲判決が下りやすいことなども (Herron and Randazzo 2003)、政党間競争が弱ければ新興民主主義国において司法府が現政権の影響を受けることを示唆している。

行政府に判事指名・解任権がある場合でも、エリート間の競合と分裂が、判事への現政権の圧力を緩和している。台湾では、大法廷判事が大統領により指名されるにも拘わらず 1986-1996年の民主化により、違憲立法審査数および違憲判決数が急速に増加し、1994-2001年を通じた違憲判決率はほぼ4割に達した (Ginsburg 2003, 106-157)。ザンビアとマラウイでは高等裁判所 (最高裁判所の下に位置する) の判事は大統領に解任権がある。しかし判事別データの解析の結果、判事が政権寄りの判断を下すのはザンビアだけだった。

その理由は、ザンビアでは政権与党が強く政権交代の可能性が低いのに対し、マラウイでは政党制がより分裂的で政権交代の可能性が高いことにあった。ただし、マラウイでは判事が大統領と同じ民族集団に属するかどうか個々の判事の判断に影響を与えるという点で判決の中立性に限界があった（Vondoepp 2006）。

おわりに

以上で概観した先行研究によれば、第1に、違憲立法審査が先進民主主義国のみならず新興民主主義にも急速に広がった大きな理由は、旧支配エリートが民主体制下でも政治的影響力のある程度維持するために有効だったことである。これは民主主義体制の定着に貢献しよう。違憲立法審査は体制移行期における旧支配エリートの脅威感を弱め、彼らが民主主義体制を受け容れやすい環境を作り出すからである。第2に、違憲立法審査が民主主義の内生性を高めるための条件は、立法府と行政府の間、あるいは政党制において競争状態が存在することである。より洗練された方法としては、司法府の中で政治的均衡を作り出し、その判決への遵守を確保することもありうる。また裁判所は、世論の支持とメディアへの露出により対抗立法を抑止しようとしていることもわかった。

他方、司法の説明責任については今後の研究がより必要であろう。意図的な反多数派的司法審査が、特に文化的亀裂が深い国々で実施されていることが最近判明している。このような審査は現政権からは確かに独立しているが、少数派エリートへの協力の結果である。その意味で、このような司法権力の行使が政治的に持続可能であるかは疑問である。既存研究で見逃されているもう一つの点は、憲法への国民の支持である。もし憲法が大衆に支配エリートから押しつけられたものだとなれば、その憲法はWeingastの考えるように社会のfocal pointであるとはいえない。民主化が進んで大衆を代弁する政党が与党になると、同党による変革的な立法が憲法を巡る論争と対立を引き起こしやすくなる。そのような国において、違憲立法審査は政治的抗争の中心に位置することになるだろう。

参考文献

- Chavez, Rebecca Bill. 2004. *The Rule of Law in Nascent Democracies: Judicial Politics in Argentina*. Stanford: Stanford University Press.
- Dotan, Yoav, and Menachem Hofnung. 2005. "Legal Defeats--Political Wins: Why Do Elected Representatives Go to Court?" *Comparative Political Studies* 38(1): 75-103.
- Durr, Robert H., Andrew D. Martin, and Christina Wolbrecht. 2000. "Ideological Divergence and Public Support for the Supreme Court." *American Journal of Political Science* 44(4): 768-776.
- Epstein, Lee, Jack Knight, and Olga Shvetsova. 2001. "The Role of Constitutional Courts in the Establishment and Maintenance of Democratic Systems of Government." *Law & Society Review* 35(1): 117-64.
- Espinosa, Manuel Jose Cepeda. 2005. "The Judicialization of Politics in Columbia: The Old and the New." In *The Judicialization of Politics in Latin America*, eds. Rachel Sieder, et al. New York: Palgrave.
- Figueiredo, Rui J P De , Jr., Tonja Jacobi, and Barry R. Weingast. 2006. "The New Separation-of-Powers Approach to American Politics." In *The Oxford Handbook of Political Economy*, eds. Barry R. Weingast, and Donald A. Wittman. Oxford: Oxford University Press.
- Gillman, Howard. 2002. "How Political Parties Can Use the Courts to Advance Their Agendas: Federal Courts in the United States, 1875-1891." *American Political Science Review* 96(3): 511-24.
- Ginsburg, Tom. 2003. *Judicial Review in New Democracies: Constitutional Courts in Asian Cases*. Cambridge: Cambridge University Press.
- _____. 2008. "The Global Spread of Constitutional Review." In *The Oxford Handbook of Law and Politics*, eds. Keith E. Whittington, et al. Oxford: Oxford University Press.
- Herron, Erik S., and Kirk A. Randazzo. 2003. "The Relationship between Independence and Judicial Review in Post-Communist Courts." *Journal of Politics* 65(2): 422-38.
- Hirschl, Ran. 2004. *Towards Juristocracy: The Origins and Consequences of the New Constitutionalism*. Cambridge: Harvard University Press.
- Johnson, Janet Buttolph, H.T. Reynolds, and with Jason D. Mycoff. 2008. *Political Science Research Methods, 6th ed*. Washington D.C.: CQ Press.
- Kommers, Donald P. 2001. "Autonomy Versus Accountability: The German Judiciary." In *Judicial Independence in the Age of Democracy: Critical Perspectives from around the World*, eds. Peter H. Russell, and David M. O'Brien. Charlottesville: University Press of Virginia.
- Landfried, Christine. 1994. "The Judicialization of Politics in Germany." *International Political Science Review / Revue internationale de science politique* 15(2): 113-24.

- McGuire, Kevin T., and James A. Stimson. 2004. "The Least Dangerous Branch Revisited: New Evidence on Supreme Court Responsiveness to Public Preferences." *Journal of Politics* 66(4): 1018-1035.
- Ramseyer, J. Mark, and Eric B. Rasmusen. 2003. *Measuring Judicial Independence: The Political Economy of Judging in Japan*. Chicago: University of Chicago Press.
- Segal, Jeffrey A., and Albert D. Cover. 1989. "Ideological Values and the Votes of U.S. Supreme Court Justices." *American Political Science Review* 83(2): 557-565.
- Segal, Jeffrey A. et al. 1995. "Ideological Values and the Votes of U.S. Supreme Court Justices Revisited." *Journal of Politics* 57(3): 812-823.
- Sieder, Rachel, Line Schjolden, and Alan Angell. 2005. "Introduction." In *The Judicialization of Politics in Latin America*, eds. Rachel Sieder, et al. New York: Palgrave.
- Smithey, Shannon Ishiyama, and John Ishiyama. 2002. "Judicial Activism in Post-Communist Politics." *Law & Society Review* 36(4): 719-742.
- Smulovitz, Catalina. 2005. "Petitioning and Creating Rights: Judicialization in Argentina." In *The Judicialization of Politics in Latin America*, eds. Rachel Sieder, et al. New York: Palgrave.
- Staton, Jeffrey K. 2006. "Constitutional Review and the Selective Promotion of Case Results." *American Journal of Political Science* 50(1): 98-112.
- Steunenberg, Bernard. 1997. "Courts, Cabinet and Coalition Parties: The Politics of Euthanasia in a Parliamentary Setting." *British Journal of Political Science* 27(4): 551-571.
- Sweet, Alec Stone. 2000. *Governing with Judges: Constitutional Politics in Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- _____. 2002. "Constitutional Politics in France and Germany." In *On Law, Politics, & Judicialization*, eds. Martin Shapiro, and Alec Stone Sweet. Oxford: Oxford University Press.
- Tate, C. Neal, and Torbjörn Vallinder, eds. 1995. *The Global Expansion of Judicial Power*. New York: New York University Press.
- Vallinder, Torbjorn. 1994. "The Judicialization of Politics. A World-Wide Phenomenon: Introduction." *International Political Science Review / Revue internationale de science politique* 15(2): 91-99.
- Vallinder, Torbjorn. 1995. "When the Courts Go Marching In." In *The Global Expansion of Judicial Power*, eds. C. Neal Tate, and Torbjorn Vallinder. New York: New York University Press.
- Vanberg, Georg. 2001. "Legislative-Judicial Relations: A Game-Theoretic Approach to Constitutional Review." *American Journal of Political Science* 45(2): 346-361.
- _____. 2008. "Establishing and Maintaining Judicial Independence." In *The Oxford Handbook of Law and Politics*, eds. Keith E. Whittington, et al. Oxford: Oxford University Press.
- Volcansek, Mary L. 1992. *Judicial Politics and Policy-Making in Western Europe*. London: Frank Cass.

- Vondoepp, Peter. 2006. "Politics and Judicial Assertiveness in Emerging Democracies: High Court Behavior in Malawi and Zambia." *Political Research Quarterly* 59(3): 389-399.
- Weingast, Barry R. 1997. "The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law." *American Political Science Review* 91(2): 245-263.
- _____. 2002. "Rational Choice Institutionalism." In *Political Science: State of the Discipline*, eds. Ira Katznelson, and Helen V.I Milner. New York: W. W. Norton.
- _____. 2005. "Self-Enforcing Constitutions: With an Application to Democratic Stability in America's First Century."
- Whittington, Keith E. 2005. "'Interpose Your Friendly Hand': Political Supports for the Exercise of Judicial Review by the United States Supreme Court." *American Political Science Review* 99(04): 583-596.
- _____. 2006. "Preserving the 'Dignity and Influence of the Court': Political Supports for Judicial Review in the United States." In *Rethinking Political Institutions: The Art of the State*, eds. Jan Shapiro, et al. New York: New York University Press, 283-302.